

## 和歌山市業務成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は、和歌山市建設工事に係る委託業務事務取扱規程に基づき行う、和歌山市所掌する測量、調査、計画、設計等の委託業務（以下「委託業務」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成並びに品質の向上を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領における用語の意義は、和歌山市建設工事に係る委託業務事務取扱規程第2条に定めるところによる。

### (評定の対象となる委託業務)

第3条 この要領において、委託業務のうち評定の対象となる委託業務（以下「対象委託業務」という。）は、原則として次の各号に掲げる全ての委託業務とする。

- (1) 地質調査業務
- (2) 単純調査業務
- (3) 測量業務
- (4) 調査業務及び計画業務
- (5) 設計業務
- (6) 発注者支援業務

### (評定者)

第4条 対象委託業務の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地質調査業務 監督職員及び検査職員
- (2) 単純調査業務 監督職員及び検査職員
- (3) 測量業務 監督職員及び検査職員
- (4) 調査業務及び計画業務 検査職員及び検査職員
- (5) 設計業務 検査職員及び検査職員
- (6) 発注者支援業務 検査職員及び検査職員

### (評定の時期)

第5条 評定は、対象委託業務が完了したときに行うものとする。ただし、検査職員にあっては、検査の終了後に行うものとする。

### (監督員による評定)

第6条 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、対象委託業務ごと、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。

- 2 評定結果は、業務成績評定表（別記様式第1-1号から第1-6号まで。以下「評定表」という。）に記録し、評定表の採点は、評定点集計表（別記様式第2-1号から第2-6号まで。以下「集計表」という。）によることとする。
- 3 集計表の評定は、業務成績採点の採点表（別記様式第3-1号から第5-6号まで。）及び別紙1に定める業務評定考査基準により行うものとする。
- 4 細目別評定点の算出は、細目別評定点採点表（別記様式第8-1号または第8-2号。以下「細目別採点表」という。）により行うものとする。

### (評定に関する図書の送付及び保管)

第7条 評定者は、評定を行った後は前条第2項及び第4項に規定する評定に関する図書をそれぞれ2部作成し、そのうちの1部を技術管理課に速やかに送付しなければならない。

2 前項に規定する図書の保管期間は、市長が別に定める。

(評定結果の通知)

第8条 市長は、評定者から評定表の送付があったときは、当該対象委託業務の受注者に対して評定の結果を業務成績評定通知書（別記様式第6-1号または第6-2号）により、遅滞なく通知するものとする。

(評定の修正)

第9条 市長は、評定の結果を通知した後、評定を修正しなければならないと認める場合（当該対象業務の完了検査後において、成果品の引渡しを受けた後、契約不適合責任期間中に契約不適合（種類又は品質に関し契約の内容に適合しないもの）が判明し、この契約不適合の修正を行う場合等をいう。）は、評定を修正し、その結果を当該対象業務の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 第8条又は前条に規定する通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面、電子メール又はファクシミリにより、通知をした市長に対して評定点等について説明を求めるものとする。

2 前項に規定する書面、電子メール又はファクシミリの提出先は、技術管理課とする。電子メール又はファクシミリにより提出した場合は、着信を確認しなければならない。

(説明請求に対する回答)

第11条 市長は、前条第1項に規定する説明を求められたときは、委託業務担当課に業務成績評定に係る説明書（別記様式第7号）を作成させて、速やかに受注者に回答するものとする。

2 前項に規定する回答の事務処理は、委託業務担当課が行うものとする。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

2 この要領施行の際、現に履行中の業務に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要領施行の際、現に履行中の業務に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要領施行の際、現に履行中の業務に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。